

マイナンバー特集号

広報
itami

伊丹

発行：総合政策部 政策室 〒664-8503 伊丹市千僧 1-1(市役所 2 階) ☎072-784-8007 FAX.072-784-8008



マイナンバー キャラクター
マイナちゃん

1 マイナンバー（個人番号通知カード）が届きます。

いよいよ、平成 27 年 10 月 5 日にマイナンバーが付番され、1 人に 1 つのマイナンバー（個人番号）が順次通知されます。通知文書は、住民登録されている住所に、世帯ごとに、簡易書留で郵送されます。文書が届きましたら必ず封を開けて、中身を確認してください。

2 マイナンバーとは

国民一人ひとりが持つ 12 桁の個人番号のことです。この番号は、原則、生まれてから死亡するまで変わりません。住民票に登録されている外国籍の方（特別永住者、中長期在留者など）も対象となります。どのように利用できるのか、そのメリットは次のページをご覧ください。

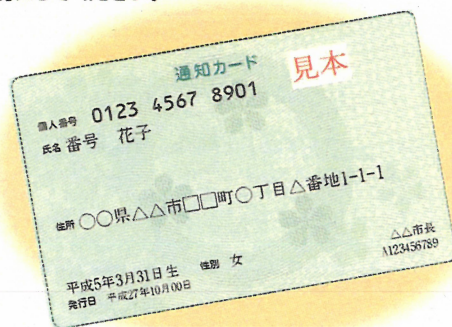
あなたのマイナンバーが届きます。 通知カードは大切にしてください。

○簡易書留の中には、住民登録で同一世帯に登録している方全員の紙製の個人番号通知カードが入っておりますので、封を開けて中身をご確認の上、大切にお取り扱いください。希望される方には、更に便利な個人番号カードの交付も可能です。個人番号カードの申請については3面をご覧ください。

○なお、通知は平成 27 年10月5日時点の情報を基に作成され、全国全住民を対象として送付されるため、10月～11月末までの約2カ月をかけて順次送付される予定です。11月末日までに届かない場合は、専用ダイヤル 784-8121までお問い合わせください。

○住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、郵便局に転送依頼を出していても届きません。お住まいの住所へ引っ越しの届出をして、新住所地の役所へご相談ください。DV等により、住民票を移せない方は、一度、市役所市民課までご相談ください。

○引っ越しなどで氏名・住所等のカード記載事項に変更があったときは、通知カードの裏側に新しい内容を追記します。14 日以内に市役所への届出と通知カードの裏書きが必要ですので、大切にしてください。



マイナンバー制度に
関するお問い合わせは

マイナンバー
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

平日 9時30分～17時30分 (土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3816-9405におかけください。
※ナビダイヤルには、通話料がかかります。

Call Center for the Social
Security and Tax Number
System
(Multilingual Service)

0570-20-0291 (Navi Dial)

9:30 a.m. to 5:30 p.m. (Excluding weekends, national holidays, and December 29 to January 3)

The Call Center will handle calls in six languages: Japanese, English, Chinese, Korean, Spanish, and Portuguese.

公式サイト

マイナンバー

検索

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー Q & A

① どうしてマイナンバーが必要なの？

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）には「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」、「行政の効率化」の3つのメリットがあります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるようになる予定です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

② 実際にマイナンバーを使うのはどんなとき？

例えば… 平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。



年末調整に家族全員のマイナンバーを記載するよ。



アルバイトをするのにマイナンバーも教えてって言われたよ。税務署へ出す書類に記載が必要なんだって。



児童手当の現況届もマイナンバーも記入するのね。



保険に加入する手続きでもいるのね。



法定調書の記載が必要な証券会社や保険会社も、顧客のマイナンバーを求めることがあるんだって。

③ マイナンバーの取り扱いの注意点は？

マイナンバーは、手続のために、行政機関や勤務先等に提出する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人の

マイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

④ マイナンバーって安全なの？

マイナンバーは制度面とシステム面の両方から、皆様の情報を守っています。

制度面

- 法律で認められる場合を除き、マイナンバーを収集・保管すると罰せられます。
- なりすましを防止するために、マイナンバーを記載してもらうときには、本人確認をしなければなりません。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、今までと比べて強化しています。



システム面

- 情報は1カ所集中で管理しません。それぞれの機関が今まで通り分散して管理し、必要な時だけ通信して情報をもらうので、芋づる式に情報漏えいすることを防ぎます。（地方公共団体は平成29年7月接続）
- 情報のやり取りは、マイナンバーそのものを鍵にせず、そこから更に鍵となる暗号のようなものを作って情報をもらうので、マイナンバーを知っただけではシステムから情報を引き出すことはできません。また、通信する場合は、暗号化します。
- 情報提供ネットワークシステムにアクセス可能な人は、制限・管理され、いつ、だれが、なぜ情報を使ったのかログによって記録されます。記録された内容は平成29年1月稼働予定の「マイナポータル」というサイトからご自身で確認できるようになります。

個人番号カードについて

【1】通知カードと個人番号カードの違いについて

○1ページでご案内したように、通知カードは全国で住民登録されている方全員に郵送で配布される紙のカードです。これに対して個人番号カードは希望者の申請によって作成されるICカードで、通知カードと引き換えに初回発行手数料無料で交付されます。



表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

プラスチック製

【2】個人番号(マイナンバー)カードについて

社会保障・税番号制度の開始にともない、住民基本台帳カードの交付が終了し、平成28年1月から、新たに個人番号(マイナンバー)カードの交付が開始される予定です。

○住民基本台帳カード(住基カード)と異なり写真付きカードのみの交付となり、本人確認証明書としてご利用いただけます。勤務先などでマイナンバーの確認をする際、マイナンバーカード1枚で個人番号

の確認と本人確認が可能です。

○個人番号カードの有効期限は、20歳以上の方は発行から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は発行から5回目の誕生日までとなります。

○個人番号カードは申請に基づき、地方公共団体システム機構が一括で作成するため、申込から交付まで日数がかかります。特に、当初は申請の集中が予想されるため、受取までかなりのお時間がかかることが予想されます。ご了承ください。

【3】申込方法



個人番号カードを申請……………

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

①郵送で申請

平成27年10月5日以降順次、住民票の住所に個人番号通知カードが世帯毎に簡易書留で届きます。同封されている個人番号カード交付申請書に申請者本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ。

②オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請。※その他の方法も検討中。確定次第お知らせいたします。



個人番号カードを受け取る……………

平成28年1月以降、申請者本人が市町村の窓口で受け取れます。無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

①大切に保管していた「通知カード」

②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」

③運転免許証などの本人確認書類

※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。

【4】2種類の電子証明が搭載できます。

○コンビニ交付などで利用できる電子証明(利用者証明用)は、無料で標準搭載されます。

○e-Tax(国税電子申告・納税システム)等の利用できる電子証明(署名用)は有料で200円です。(15歳未満の方、成年被後見人への発行は原則できません。)

○いずれも5年間の有効期間となります。

電子証明の発行は12月22日で終了いたします。

○ただし、既に発行を受けている住基カード及びカードに格納されている電子証明書は、平成28年1月以降もその有効期限または規定の失効時まで引き続き利用できます。

マイナンバー カード専用 コールセンター (全国共通ナビダイヤル) 紛失による一時停止も受付	0570-783-578 平成28年3月31日まで(年末年始除く) 平日 8:30~17:30、土日祝 9:30~17:30 平成28年4月1日から 平日 8:30~17:30 ただし、個人番号カード一時停止は24時間受付
--	--

【5】個人番号カード交付開始後の住基カード及び電子証明書の取り扱いについて

○住基カードの発行・交付は平成27年12月28日、住基カードへの

公式サイト

個人番号カード総合サイト



<https://www.kojinbango-card.go.jp>

平成28年コンビニ交付開始

○平成28年春頃(正式な日程は、後日広報等にてお知らせいたします。)コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、個人番号カードを使って、住民票の写しと印鑑証明書が取得できるコンビニ交付が開始されます。利用できる方は、利用者証明用電子証明が有効な個人番号カードをお持ちの方です。

○利用時間は朝6時30分~夜11時。全国のローソン・セブンイレブン・サークルKサンクス・ファミリーマートでご利用いただけます(12月29日~1月3日を除く)。

○お仕事の行き帰りや休憩時間でも、また、市役所まで行かなくてもお住まいのお近くのコンビニで証明書を受け取ることができます。

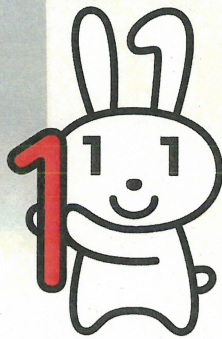
○カードの電子証明を利用し、操作を自分でできるので他人に個人情報を見られることはありません。データのやり取りも、暗号化して送受信しているので安心です。印刷された証明書の表と裏に異なった種類の偽造防止用の特殊印刷がされているので、取得した証明をコピーや偽造されてもすぐにわかります。

○証明書の手数料は、窓口と同じ1通につき300円です。

コンビニ交付開始後の 証明書自動交付機の 廃止について

○コンビニ交付の開始後、平成29年7月末日に現在市内に5台ある証明書自動交付機を廃止いたします。現在証明書自動交付機をご利用の方は、個人番号カード(初回無料)を作成いただきますと、より便利なコンビニ交付がご利用できます。

なお、窓口で印鑑証明書を取る場合は、現在お持ちの印鑑登録証が必要ですので、現在のカード(印鑑登録証)も捨てずに保管してください。



マイナンバー キャラクター
マイナちゃん

事業者の皆さん！ マイナンバーの取り扱いが 必要になります

平成28年1月から順次、民間事業者も会社の法人番号や、従業員などのマイナンバーの利用が始まります。

【1】個人番号も取り扱うのですか？

民間事業者も、税や社会保険の手続きで、マイナンバーを取り扱います。

○税分野では、従業員とその家族のマイナンバーを法定調書等に記

載します。

○報酬等の調書や不動産関係の調書では、外部の方（講演等の講師や不動産の個人地主など）のマイナンバーを記載する必要があります。

【2】税や社会保障関係の書類にマイナンバーの記載欄が加わります。

○用紙サイズ A6→A5（用紙サイズの変更にあわせて、全体のレイアウトが大幅に変更になります。）

○税や社会保障の書類の様式が変わり、マイナンバーの記載欄が追加されます。

○追加された欄には、従業員やその家族のマイナンバーや支払者である法人の法人番号（個人事業主の場合はマイナンバー）を記載します。

例）給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入後

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

マイナンバー制度導入前

「控除対象配偶者」及び「扶養親族」の氏名及びマイナンバーを記載

「支払者」のマイナンバーまたは法人番号を記載

A6サイズ

A5サイズ

※所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第53号）より抜粋

【3】事業者のための準備スケジュール

○10月以降、通知が届き次第、従業員等からマイナンバーの収集を始めることが可能になります。（マイナンバーの事前収集）

○税の手続きは平成28年分からマイナンバーの記載が必要になります。

時 期	～H27.10	H27.10	H28.1～	H29.1	H29.2～H29.3
対 応 内 容	制度開始準備 ・社内規定作成 ・システム対応 ・安全管理措置	情報収集 開始	個人番号・法人番号利用開始 （早期利用開始例） ・短期アルバイトへの報酬の法定調書 ・講演・原稿作成等での外部有識者等 への報酬の法定調書 ・H28.3月での退職者の書類記載 ・H28.4月新規採用者の書類記載 ・中途退職者の書類記載	厚生年金・ 健康保険 手続開始	税確定申告等、 マイナンバー取 り扱いの初回繁 忙期

【4】法人番号って？

○マイナンバーは個人番号といって、人、一人ひとりに付番されますが、会社にも1つの会社につき1つの法人番号が付番されます。法人番号はマイナンバーと違って、自由に収集・利用ができます。

○「設立登記法人」や「国の機関」「地方公共団体」「そ

他の法人や団体」に対して、法人番号を指定します。法人の支店・事業所や個人事業者の方には指定されません。

○マイナンバーと同様、平成27年10月から、通知書が送付されます。インターネットでも公表されます。